

令和3年1月28日（木曜日）

南三陸町議会全員協議会会議録

南三陸町議会全員協議会会議録

令和3年1月28日（木曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

総務課長 高橋一清君

総務課課長補佐
兼総務法令係長

岩淵 武久 君

選挙管理委員会部局

書記長

高橋 一清 君

書記

岩淵 武久 君

書記

石澤 友基 君

事務局職員出席者

事務局 長

男 澤 知 樹

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

小 野 寛 和

期日 令和3年1月28日（木）

場所 南三陸町役場3階会議室

次 第

1 開会

2 挨拶

3 事件 （1）公職選挙法の一部改正について
（2）議会の委任による専決処分事項について

4 その他

5 閉会

午前9時57分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。時間前ではありますが、皆さんおそろいでありますので、ただいまより南三陸町議会全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は、選挙管理委員会より公職選挙法の一部改正について説明したい旨の依頼があったことから開催するものであります。

また、先日、21日に協議した議会の委任による専決処分事項について、当局から説明を再度検討し変更した内容で提示がありましたことから、引き続き協議するものであります。

本日の会議の進め方ですが、先に公職選挙法の一部改正についてを議題とし、選挙管理委員会事務局職員から説明を受けた後、各議員からの質疑としたいと思います。その後、議会の委任による専決処分事項についてを協議をすることとし、そちらについては当局及び事務局の説明後、各議員からの質疑を受けたいと思います。このように進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

早速、会議に入りたいと思います。

公職選挙法の一部改正について説明を願います。総務課長。

○選挙管理委員会書記長（高橋一清君） おはようございます。本日は選挙管理委員会といたしまして、このような説明の機会を頂戴いたしましてありがとうございます。

これから、選挙管理委員会といたしましての議員さん方への御説明内容でございますが、公職選挙法の一部改正がこのたび行われました。今後の選挙に係る内容となりますので、本日詳細説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

では、詳細につきましては担当から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 座ったままでいいから。

○選挙管理委員会書記（岩淵武久君） おはようございます。それでは着座にて失礼をいたします。

早速、公職選挙法の一部改正についてということで、本日お配りをさせていただいております資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

資料の1ページ目を御覧願います。

大きく1点目、公職選挙法の一部改正についてということでお示しをさせていただいております内容であります。今般、ただいま書記長のほうからお話がありましたとおり、今年の6月12

日付で公職選挙法の一部を改正する法律が公布されまして、同じく昨年12月12日から施行がなされました。

本日御説明をさせていただき、主な点といたしまして、町村の選挙に関する部分は大きく3つであると考えてございます。

1点目が、選挙公営、その対象を市と同様のものにするという改正がなされたこと。

2つ目といたしまして、町村議会議員選挙におきましてもビラの頒布が解禁されたということでございます。

3つ目といたしましては、町村の議会議員選挙につきましても供託金制度が導入されたということでございます。

大きくはこの3点であると考えてございます。

その具体につきまして、資料2、2番として記載をさせていただいております。改正の主な内容でございます。

ただいま大きな事項として申し上げました3点について具体を御説明をいたします。

まず、選挙公営の拡大についてでございます。

これまで市以上の選挙では、選挙運動用自動車等の使用について、いわゆる選挙公営ということで公費負担がなされてございました。従来、町村の選挙にも適用できないのかといったことが懸案事項として継続されてきたものでございますが、ようやく国のほうの制度も町村にも導入ということがなされたということでございます。

1点目は、選挙運動用自動車の使用に係る選挙公営。

2点目、選挙運動用ビラの作成に係る選挙公営。

3点目、選挙運動用ポスターの作成に係る選挙公営となっております。

ビラの部分について、その頒布といった選挙運動について御説明を申し上げます。2番でございます。

これまで町の選挙におきましても、町長選挙についてはビラの頒布が解禁をなされておりましたけれども、今回の改正によりまして、町村の議会議員選挙におきましても選挙運動用ビラの頒布ができるということとなっております。その頒布する上限枚数につきましては1,600枚。これは選挙運動の際に、選挙運動用はがきを皆様のほうで800枚これまでお出しをいただいていると思うんですが、その2倍の数について頒布できるということになってございます。

なお、資料に種類とございますけれども、具体を申し上げますと、ビラの種類につきまして

は2種類まで頒布ができると。頒布方法となりますが、まず選挙事務所内での頒布、あとは新聞折り込み、あとは個人演説会の会場での配付、もう一つは街頭演説をなされる場所での配付、頒布です。それが可能になったということになります。

なお、規格などということでお示しをさせていただいておりますが、これは市議会議員選挙と同様になってございまして、具体的サイズといたしますと、法律上は何センチメートルという規定があるんですが、実際に紙に置き換えますと、いわゆる今日の資料と同じA4判となります。両面も可能でございます。1枚につき両面も可能。ただし、ビラ証紙というものを立候補届出の当日に選挙管理委員会のほうから配付、交付をさせていただきます。頒布するビラにはそのビラ証紙を、お手数ですが一枚一枚貼付けをしていただくということになります。

続きまして、3番目の供託金制度の導入であります。

これまで町長選挙までは導入がなされておった供託金制度、これについて、今回町村議会議員選挙においても導入がなされてございます。金額につきましては15万円、市議会議員30万円の半額に当たる15万円という整理がなされております。供託物、供託金の没収点につきましては、後ほど3ページで御説明をさせていただきます。

下段の地方選挙の選挙公営ということで、表を表示させていただいておりますので御覧いただきたいと思っております。一番太い線で囲ませていただいているのが町村の選挙に関する今回の制度改正の概要となります。

まず、町村長選挙でございますが、選挙運動用ビラは、これまで町長選挙にあつては5,000枚、通常葉書、町長選挙ですと2,500枚ですので、その2倍ということで町村長選挙については5,000枚の頒布が認められておりました。今回、町村長選挙、首長選挙に限って申し上げますと、ビラは、頒布についてはこれまでも認められておりましたので変更ございませんが、自動車の使用、ポスターの作成、ビラの作成に係る費用が公営ということで公費負担になるという制度改正がなされております。

最下段にございます町村議会議員選挙について申し上げます。

まず、今詳細申し上げました選挙運動用ビラでございますが、これまでは一切頒布ができない、頒布禁止ということになってございましたが、頒布が解禁されてございます。あわせて、その作成に要する費用が公営の対象となされてございます。

また、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成に係る費用も今回の改正、併せて公営の対象となされておるものでございます。

各選挙の供託金の一覧につきまして、参考までに提示をさせていただいておりますので、後ほど御確認を賜ればと思います。

続きまして、資料の2ページ目を御覧ください。

大きい3番、選挙公営（公費負担）の概要についてであります。

実際には、町で条例を制定した後の公営ということになりますが、一般的に基準とさせていただく単価につきましては、国の基準法というものがございまして、その単価、宮城県の条例も同様の単価を用いておりますが、選挙管理委員会としては、現段階では同様の基準でいくべきであろうといった考え方で検討を進めさせていただいております。

詳しいその基準単価について表を記載しておりますので説明をさせていただきます。

まず、選挙運動用自動車に関しては、大きく2種類のパターンがあると考えてございます。ちょっと見づらい表で恐縮なんです。

まず、大きく1点目は、この実線と点線の囲いでちょっと区別をいただければと思うんですが、一番最上段の選挙運動用自動車（一般運送契約）という点がまず1点目のパターンになるものと思います。これは、いわゆるタクシー、ハイヤー等について借り上げをした場合に、1日1台まで公費負担をさせていただくと。その基準額は1日につき6万4,500円。いわゆる上限が6万4,500円になるといったものでございます。これまでの本町の選挙運動の対応を考えますと、この大きい1番目についてはあまり採用される候補者の方はないのかなという考えでおります。

次に、大きく2番目、2種類目となりますけれども、選挙運動用自動車、その借入契約に基づかなく、いわゆるレンタカー等を借り上げして選挙運動を行われる場合、そのレンタカーの借り上げ料については1日につき1万5,800円ということで今検討はさせていただいております。

続きまして、大きい2つ目のパターンの2点目になりますが、選挙運動用自動車を走らせるための、いわゆる燃料の供給に要する公費負担でございます。いわゆる油代でございます。これは1日につき7,560円として検討を進めさせていただいております。

また、3点目でございますが、選挙運動用自動車に使用する運転手の雇用ということで、いわゆるドライバーさんを運転手として雇用契約した場合に限りませんが、その雇用経費について1日につき1万2,500円をお出しをさせていただくということで検討をしているといった内容でございます。

なお、いろいろ大きく2点目のこまく言えば3つとなりますけれども、この点については、

その候補者の方と同一生計である場合についてはこれに該当しないなどといった細かい定めがございますが、その点については、今後条例が公布されました後に、立候補届出までの段階で、候補者の方々にその詳細を手引書等で詳しくお知らせをさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、選挙運動用ビラです。

先ほども申し上げましたとおり、町長選挙にあつては今回5,000枚全部について選挙公営、町議会議員選挙にあつては1,600枚の全部について選挙公営として検討をさせていただいております。その上限であります、ビラ1枚につき7円51銭、これは国のほうの金額の基準でもございますので、7円51銭ということで検討をさせていただいております。

表の一番下、選挙運動用ポスターでございます。

これは選挙運動用ポスター、ポスター掲示場にお貼りいただく選挙運動用ポスターの作成費用について公費負担をさせていただくというものでございます。

まず、限度枚数であります、現在本町の公営のポスター掲示場につきましては、町全体で98か所となっております。98枚を作成の限度といたしまして、公費負担の限度です。実際に作成される分は予備等含めれば100枚、150枚となろうかと思っておりますけれども、公費負担の限度としてはポスター掲示場の数、現行であれば98枚ということで考えさせていただいております。

上限となる基準単価の考え方ですが、下に計算式として記載しておりますとおり、基準額にいろいろ基準単価として国のほうで示されている数を乗じる等いたしまして、結果、現段階であれば3,694円になるものとして仮算定をさせていただいております。当然、これは公営ポスター掲示場の数に増減があればこの数も増減が生じるということになりますので、これは選挙執行の際の直近のポスター掲示場の数でこちらのほうで金額はお示しをさせていただくということになります。

なお、米印で下のほうに記載してございますが、公費負担させていただく対象は、いずれも有償の契約のみが対象になると。いわゆる、万が一ボランティア的に援助がなされたとしても、その対価、代金に相当する分を公費で負担するといった制度ではございません。あくまでも有償の契約がなされたものに限って公費負担をさせていただくというものでございます。

また、米印の2点目でございます。供託物没収者、いわゆる供託金が没収された方については公費負担をされないということになります。

3点目、無投票となった場合について記載をさせていただいておりますので、後ほど御覧を

いただければと思います。

なお、支払いにつきましては、基本的には全て業者さんに対して町が支払うということになります。立候補届出の段階で契約の内容等を明示していただく必要がありますが、冒頭申し上げましたとおり、その詳細につきましては、立候補届出までの段階において、各候補者の皆様に立候補の手引書等で詳しく御説明をさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、資料の最終ページ、3ページ目を御覧ください。

4番、条例等の対応でございます。

先ほども申し上げましたとおり、選挙公営自体は公職選挙法で認められることとなりましたが、その実施に当たっては市町村が条例を制定するということとなりますので、現在、条例の制定権は町長、提出は町長になりますけれども、選挙管理委員会としては他の市町村等の情報も収集しながら、その条例制定に向けた参考資料あるいは条例案等の試案、そういったものについて作成を進めているという状況でございます。

なお、あわせて、手続の具体につきましては、これは選挙管理委員会が規程として定めるというものになりますので、条例の公布がなされた後に選挙管理委員会を招集し、必要な規程等を整備させていただきたいと考えてございます。

なお、実際問題、現実的な部分で申し上げますと、条例の制定は、その裏づけとなる予算が成立あるいは提案が前提になると思いますので、法律自体は12月に公布はされておりますけれども、本町の条例制定は、制定といいますか、施行は来年度の当初になるのが一般的であろうと考えております。言い方を変えますと、来年度当初以降より選挙期日が告示される選挙に適用がなされるといった考えで現段階では考えてございます。

続きまして、供託金制度について若干、先ほど若干3ページで触れますといった部分を表でお示しをさせていただいております。県、市、町村の各選挙の供託金額と供託物の没収点についてお示しをさせていただいております。都道府県知事から順に記載をいたしておりますが、下の2つが町村に係るものとなります。

町村長の供託金額につきましては、これまでも50万円ということになっておりまして、その没収点は投票日当日、開票の際の有効投票総数の10分の1以上の得票を得れば、供託金は供託なされた候補者に返還がなされるということでございます。

町村議会議員選挙につきましては、今回の改正で供託金額15万円でございます。町村長選挙の場合とその供託物没収点の算式が若干異なりまして、まず、有効投票総数をその選挙の定数、選挙すべき人員数で除すと。その10分の1以上を得た候補者については、供託金は返

還されるということになります。

なお、御参考までに、供託先は町でなく法務局のほうで手続を取っていただく、国のほうに供託をいただくという手続になります。万が一没収がなされた場合につきましては、供託金は町に帰属するということになりますが、立候補届出までにおいて供託金は全て法務局のほうで手続をいただくということになります。その供託書等の記載例につきましても、これは選挙が執行されるとなった段階で立候補予定説明会等を開催するのが通常でございますので、その段階で、記載例等も含めまして詳しく御説明をさせていただきたいと思っております。

本当の御参考までになんですが、現在の南三陸町の選挙人名簿登録者数、最新では約1万800人でございます。仮の数字で御参考までに申し上げますと、投票率、これまでの選挙では8割程度、80%前後で推移してございます。本年の11月には町長、町議会議員の皆様の任期満了ということになりますので、その前には一般選挙が執行されると。その際の投票率を仮に、これまでの推移を見まして85%と仮に仮定した場合ですが、その票全体は、その票の数となれば9,200票程度になるのかなと、投票された数です。その投票総数の全てが有効であったと、9,200票の全てが無効票なく有効であったと仮定しますと、まず9,200を選挙すべき人員数で除しまして、その10分の1という数式になりますけれども、仮の数字で恐縮ですが、今の仮定で計算をしますと70票、71票程度が供託物没収点になるのかなということで、こちらのほうでは仮に計算をさせていただいてございます。

ただ、この部分について、投票率等は全く見えないものですので軽々に申し上げられるものではないんですが、これまでの経過を踏まえまして、その程度の供託物没収点になるのではないかとということで、我々選挙管理委員会事務局としては、いろいろな検討をさせていただいているといった状況でございます。

以上、資料に基づいて概要のみの御説明で大変恐縮ですが、今般の公職選挙法の一部改正並びにそれに伴う町の考え方、選挙管理委員会としての考え方について申し上げます。よろしく願いをいたします。

○議長（三浦清人君） どうもありがとうございます。

事務局のほうから、選管ですね、るる説明がありました。これから皆さん方からお聞きしたいことがあれば伺っていただきますが、まず最初に、私のほうから1つお聞きしたいのが、この供託金の関係ですが、15万を法務局に納めなくてはならない。それはその立候補を届けるまでに納入して、その納入証明書というんですか、供託証明書というのか分かりませんが、それを持って立候補届出を提出するという形になろうかと思うんですが、その納める期間で

す。どれほど前に納めてもいいのかです。例えば、3か月以内の納入証明書じゃなくてはならないとか、そういうのあるのかどうか。あしたにでも納めていて10月の選挙に備える人も中にはいるかと思うんで、その辺の期日的なことはどうなのかということが1つ。

それから、その供託、そのときは法務局から言われるんでしょうが、没収されない場合の今度は払戻し、供託金の請求、それはまた個人で行って払戻請求でも出すのかどうかというのが2つ目です。

それから、何だ、聞こうと思っていたやつ。まあ、そいつだけでいいな。

○選挙管理委員会書記（岩淵武久君）　ただいま議長から御質問賜りました件について御説明をさせていただきます。

まず1点目、供託いただく際の始期といたしますか、始まりの部分ですが、その前に、ちょっとこの場をお借りしまして、本年の選挙期日についての考え方をまずその入り口としてお話をさせていただきたいんですが、御案内のとおり、本町の町長、町議会議員選挙については、合併で選挙という、スタートということが平成17年になってございますので、通常で考えれば同時執行ということになります。それに併せまして、宮城県知事選挙も任期が近いということで、これまでは同時執行というのが一般でございました。平成17年の合併時は町の選挙の前に知事選挙、2週間だったと記憶しておりますけれども知事選挙をやって、その後、町長、町議会議員選挙ということになりましたけれども、それ以降の選挙は全て宮城県知事選挙と同じに執行がなされていると。また、前回にあつては、ちょうどにといたしますか、衆議院の解散ということもございまして、衆議院議員の解散総選挙も同日に執行されたということになります。

そうした場合に、町の選挙の期日でございますが、じゃあいつになるんだというお話に今度はなろうかと思えますけれども、実は、町の選挙と県の選挙が同時期に行われる場合に、同時に行わせるかどうかの決定は都道府県の選挙管理委員会が有してございます。ですので、我々のほうで初めに宮城県のほうに対して、町長、町議会議員の任期満了を迎えますけれども、同時に執行すべき、執行させられるという言葉適当ではないかもしれませんが、選挙はありますかといった旨の届出をさせていただきます。その届出に対し、宮城県の選挙管理委員会が、これまでであれば宮城県知事選挙と同日に、何年何月何日に執行しなさいといったことが決定をされると。ですので、告示日当日の選挙期日の告示自体も、特例として町の選挙管理委員会ではなくて、県の選挙管理委員会が町長、町議会議員選挙の告示も行うという段取りになります。

そのもろもろの前段の手続が、新年度になればいろいろと我々のほうで進めさせていただくんですが、前回の例で申し上げますと、6月下旬に宮城県が知事選挙と同時に執行しなさいということで決定をされました。我々選挙管理委員会のほうで、前回平成29年の際には6月26日に同日、県の決定と同日にプレスリリースをさせていただいておりますので、今年も6月あるいは7月の上旬には町長、町議会議員選挙の選挙期日、あわせまして、その前提となる宮城県知事選挙の選挙期日というものも見えてくるのかなと考えております。

今もろもろ申し上げましたが、実はその選挙期日が決まった後、我々のほうから仙台北法務局等に対して選挙の期日、あとはその選挙の選挙長が誰であるか等について正式に通知をさせていただいて、供託金のお預かりを正式にお願いをするといった手続がございます。

先ほど議長からお話のありました部分につきましては、法務局のほうに我々が選挙期日と選挙長の指名等を通知した後の受付となりますが、その実際のスタートにつきましては、改めてお知らせをさせていただければと。これまでの何月何日からということで広く周知が法務局からなされるかといったことはなくて、実際には、選挙期日、選挙長の指名等が明らかになった段階で供託手続の受付あるいは事前の相談が開始されているといったのが一般でございます。

つきまして、2点目の御質問、返還、供託金を、供託物を返還いただく際の手続となりますが、選挙期日、開票数等が確定をいたしまして、町の選挙開票等とすれば、通常当選証書を交付、当選人を告示して御本人に告知して当選証書を付与するといった流れで、当選者といった点については確定をするんですが、その選挙自体が有効であるか無効であるかということについては、申立ての期間が15日間認められておりますので、選挙期日から15日間は、その選挙自体に対する異議の申立て等が認められているということになります。逆説で申せば、選挙自体は、選挙の有効・無効は15日後に確定すると。何も申立てがなければそれで確定するということになります。その後、我々選挙管理委員会のほうから、供託金をお預けになられた候補者の皆様に対し証明書をお出しをさせていただきます。その証明書をお持ちになっていただいて、供託金をお預けいただいた法務局のほうに返還の手続を取っていただくということになります。ですので、選挙終了後、通常日曜日が選挙が一般的ですけれども、その翌週等での返還は手続は困難ということになります。半月程度お待ちいただいた後に、我々のほうから供託金の返還に係る証明書を作成させていただいて、候補者の方にお渡しをさせていただくと。それを持って供託金の返還の手続をしていただくというのが一般的な流れとなっております。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） それでは、皆さんのほうから何かお聞きしたいことがあれば伺ってください。及川議員。マイク、マイク。

○7番（及川幸子君） 1点お伺いしますけれども、2ページの表の中で運転手、選挙自動車に使用する運転手雇用、それから……まずもってその雇用をした場合、1日につき1万2,500円とあります。雇用する場合契約をするわけですよね。そして、その契約の中に1人でなくて数人、複数いた場合についても、1日につき1万2,500円でそれは変わらないから、この1万2,500円を2人なら2人、3人なら3人で割るのか、その辺。1人だけに該当させるのか、複数いた場合、その複数にこれを、1万2,500円を経費として見るのか、その辺です。

○議長（三浦清人君） 例えば、2人頼んだと、運転手。午前中と午後と。そのときに1日につき1万2,500円だから、それを2人に分けてやるのかということだ。

○7番（及川幸子君） そうです。

○選挙管理委員会書記（岩淵武久君） よろしいですか。

○議長（三浦清人君） はい、どうぞ。

○選挙管理委員会書記（岩淵武久君） 今の及川議員さんからお話のあった点なんです、1日につき1人でございます。ですので、例えば、複数の方と、その方が連続して5日間の選挙運動用自動車の運転が困難だといった場合に、2人以上の方と有償契約をされたとしても、そのうち実際に運転をなされる方としてお一人を指定いただくという手続になります。割るとかではなくて、この方の分の公費負担ということで指定をいただくということになります。よろしいでしょうか。

○7番（及川幸子君） 考え方として、今議長が言ったように、午前、午後と分かれる場合なんかもあると思うんです。そうした場合、これを午前、午後というふうにはできないのかということ。1万2,500円を2人分として午前、午後と分けることができるのか、できないのかということ。よろしいでしょうか。

○選挙管理委員会書記（岩淵武久君） よろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） はい。

○選挙管理委員会書記（岩淵武久君） いずれか1人を指定してくださいというお願いですので、1人分を2人で分けるということは基本的にはないということになります。いずれか1人でございます。

○議長（三浦清人君） 選管としては、とにかく1人の登録をして、それに払いますよと。あと

は分けるか分けないかは選管では関係ないの。そういうことだ。そうしか語りようがないんだな。（「1日1人ということで、そこ、人が変わっても届出をすれば大丈夫ということ」の声あり）

○選挙管理委員会書記（岩淵武久君） よろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） はい。

○選挙管理委員会書記（岩淵武久君） 先ほど申しましたように、立候補届出の段階で、今回選挙公営が始まることによって相当な数の手続をさらに加えて、この公営という部分では、いただくということになります。その手続の1つとして、運転手の指定等もあらかじめ届出をいただくと。契約が前提でございますので、人、相手方については確定しているといった制度上は前提となっております。ですので、同一の日に2人の雇用契約を例えば交わしたとしても、公費負担の対象は1日につきそのうちの1人について公費負担の対象とさせていただきますということになります。

○議長（三浦清人君） はい。

○10番（高橋兼次君） 確認していけば、それは何人頼もうとも、町としては、選挙管理委員会としては1人分しか出さないよということね。そういうことね。あとの余計なもの頼んだのは、何ていうの、その立候補者の中で支払いをするというようなのは、そういうことなんでしょう。あくまでも公費は1人という。

○選挙管理委員会書記（岩淵武久君） よろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） はい。

○選挙管理委員会書記（岩淵武久君） 委員会としての御回答となれば、これまでドライバーさんの有償契約の部分についていろいろ御質問賜っているんですが、その目的や内容によっては、何ていうんでしょう、寄附行為的なものに当たる可能性もなくはないと思いますので、それは個別具体的内容をお示しいただいて、個別に御相談に乗らせていただきたいと思います。すみません。立候補予定者説明会等では詳しく御説明はさせていただきますが、今の段階で何人までだったらいいよとかっていうのは、我々のほうではちょっとお示しをいたしかねるということで御了解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。はい。

○10番（高橋兼次君） 選挙運動用自動車、自動車の、何ていいますか、解釈っていいますか、単なる自動車なのか、あるいは、中に装備するものも含まれているのか。いろいろ、やあやあってさかんでやるわけだから、そういう部分、そういう、何ていうの、拡声器とか、スピ

一カーとか、そういうものも含まれているのか、単なる自動車の、その辺。（「選挙カーの借り上げでしょ」の声あり）いやいや、選挙自動車のものっていうものの解釈。選挙自動車っていうのはどこまで、どういうことをいっている。その部分まで含まれているのか、含まれていないのか。

○議長（三浦清人君） はい、どうぞ。

○選挙管理委員会書記（岩淵武久君） すみません。申し訳ございません。大変お待たせをいたしました。

基本的には、その車をお借りする契約になろうかと。（「車のみ」の声あり）はい。選挙用自動車。自動車に付随する、例えば、看板ございますよね、あの4面の。ああいったものの作製費等まで含まれるということになりますので、それは含まれないということで整理をいただきたい。いわゆるレンタカーを車としてお借りいただくという場合になろうかと思えます。

○10番（高橋兼次君） そうすると、ここで選挙運動車っていうような文言は合わないということなんだ。選挙用自動車っていうのは選挙をするための装備したやつ、そのものをいうんだから。

○議長（三浦清人君） はい。

○選挙管理委員会書記（岩淵武久君） 今回の公費負担、選挙公営に当たっての用語の用い方の部分だと思うんですけども、選挙運動用自動車、実は選挙運動、自動車のみなんです、制度上は。その選挙運動用自動車に看板の類を掲示してもいいですよといった立てつけになっておりますので、例えば、拡声器、看板、そういったものを表示した全てが選挙運動用自動車とするかという、この制度上ではそうではないということになります。それに取り付けることができる、何ていうんでしょう、表示物、掲示物といった整理になりますので、そこは御理解を賜ればと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。ないですか。後藤議員。

○5番（後藤伸太郎君） 選挙公営の拡大で、当然その費用負担が増大すると思うんですけども、国の制度改正ではあるんですけども、財源の負担ってどこになるのかお伺いしておきたいと思います。

それから、今、現職の議員さんたちに説明がありますけれども、当然立候補を考える人っていうのはほかにもいると思いますので、町民の皆さんに早めに広く周知していくことって大事なと思うんですけども、その辺りはどのように考えているのか、ざっくりとしたお話で結構ですので伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） はい。

○選挙管理委員会書記（岩淵武久君） まず1点目でございます。財源の部分であります、これは町の負担ということになります。これまでも宮城県の主催で、町村としては初めての制度導入ということになりますので、説明会等も開催されておりますが、その中でもやはり町村ごとに財政的な部分を考慮して、この基準単価、上限額を実際の各地域の費用といいますか、おおむね想定される費用まで上限で下ろすかといった検討をしている町村も実際にはございます。ただ、選挙管理委員会として、その上限額についてどうこうといった決定ができませんので、今後は条例でお諮りをさせていただくということになりますが、本町の条例制定を検討するに当たっては、これは国、県と同じ基準単価を用いさせていただきたいと考えてございます。繰り返しとなりますが、費用については町の負担ということになります。

2点目の御質問でございますが、後藤議員お話しされますとおり、今回の制度改正の考え方の幹が、立候補環境の整備といったことも一つ国のほうでは考えられておりますので、可能な限り早期に住民の皆様にお伝えをするといった必要は認識をしております。ただ、選挙公営自体の根拠は法律ではなくて町で定める条例ということになりますので、条例の制定権、選挙管理委員会にはございませんけれども、現段階での検討といたしましては、係る裏づけとなる予算に合わせて、3月といった時期に議会の皆様に、議員の皆様にお示しをして、お諮りをさせていただいた上で、4月1日以降に告示される選挙に適用といった今段取りで我々としては検討させていただいているといった状況になります。ですので、一般の皆様への正式、正確なお知らせにつきましても、その条例の公布の後ということで検討をさせていただいているものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） はい。

○5番（後藤伸太郎君） 確認ですけれども、その選挙に金をかければかけるほど、町の財布が痛むってことでいいんですね。

ビラだけ。今、すみません、聞き忘れたんですけれども、さっきざっと計算したら1枚7円51銭で1,600枚刷ると1万2,000円ぐらいになるのかなと思うんですけれども、1万2,000円でビラってなかなかあれなのかな、大変なのかなと思ったんですけれども、その計算式で合っているのかだけ確認したいと思います。

○議長（三浦清人君） はい。

○選挙管理委員会書記（岩淵武久君） 計算の考え方については、ただいま後藤議員さんがお話しなされたとおりであると思います。実際の印刷費用といたしますと、それ以上といった部

分はあろうかと思えますけれども、公費負担の考え方については、作成枚数1枚につき7円51銭ということで考えさせていただいているということでございます。（「はい、分かりました」の声あり）

○議長（三浦清人君） ほかに。ないですか。

改めて申しますけれども、今日は選挙の説明会ではなくて、議員としてこの法律がどのような改正になったのかという、勉強会も含めて、確認のための開催ということでありますので、説明会で受けたという解釈はまずいもんですから、その辺のところの御認識をしていただければなというふうに思います。

何もなければ、以上で終了してよろしいですか、この件については。（「はい」の声あり）

では、この件についての、1つ目の協議は終わりたいと思います。御苦労さまでした。

では、10分間の休憩後に、この間の引き続きの専決処分について行いたいと思います。

午前10時41分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（三浦清人君） それでは再開をいたします。

議会の委任による専決処分事項についてを議題といたします。

当局及び事務局の説明をお願いいたします。

○総務課長（高橋一清君） それでは、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

1月26日付で改めて町長から議長に対しお願いをしております内容に関し、その依頼文の別紙に基づき順に御説明を申し上げます。

○議長（三浦清人君） 座っていいよ。

○総務課長（高橋一清君） はい、分かりました。

なお、今般の改めての依頼につきましては、さきの依頼内容の一部について改めさせていただいておりますほか、具体例等必要な説明を付しているものでございます。お目通しをいただきたいと思えます。

資料の1ページ目を御覧ください。

地方自治法第96条第1項第1号関連であります。

依頼の内容につきましては、さきの内容に変更ございませんが、解釈の具体について説明を付しているものでございます。

次に、資料の2ページを御覧ください。

地方自治法第96条第1項第2号関連であります。

この事項につきましても、さきの内容に変更はございません。改めて対象とする選挙の具体について説明を付しております。

次に、資料の3ページを御覧ください。

地方自治法第96条第1項第5号関連であります。

この事項につきましても、さきの内容に変更はございません。

次に、資料の4ページを御覧ください。

地方自治法96条第1項第8号関連であります。

この事項につきましては、さきの全員協議会で御確認いただいた内容に基づき、対象とするものの表現について、より明確に記載させていただいております。具体には、単に財産といった点に関し、さきの全員協議会で御説明いたしましたとおり、動産に限定することと明記しているものであります。また、さきの全員協議会において金額要件といったお話も賜りましたが、金額要件としての設定ではなく、取得する財産の数量に変更が及ばない場合に限り本件対象とする区別を図り、その旨を明記いたしております。なお、現段階では予定されているものではありませんが、国会においてコロナ禍における消費税減税に関する質問といったこともなされている現状も踏まえ、消費税率の見直しに伴う取得価格の変更といったことも検討の範囲に入れているものでございます。

次に、資料の5ページを御覧ください。

地方自治法96条第1項12号及び13号関連であります。

依頼の内容につきましては、さきの内容に変更はございませんが、解釈の具体や対象案の従前実績に関し説明を付してございます。

次に、資料6ページを御覧願います。

地方自治法290条関連であります。

さきに依頼をいたしました事項から一部事務組合の財産処分に関することについて削除をさせていただいております。地方自治法上、並列での規定がなされていることに鑑み、前回依頼の対象とさせていただいておりますが、その後において改めて精査をさせていただき、また、議会事務局とも協議をいたした上で見直しをさせていただいたものでございます。

最後に、資料7ページを御覧ください。

地方自治法291条の11関連であります。

さきに依頼をいたしました事項から広域連合の財産処分に関することについて削除をさせて

いただいております。一部事務組合に同じく、前回依頼の対象とさせていただいておりましたが、その後において改めて精査をさせていただき、議会事務局との協議を行った上で見直しさせていただいているものでございます。

以上、資料に基づき改めて御説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） それでは、局長のほうから細かく説明をしていただきます。局長。

○事務局長（男澤知樹君） それでは、説明させていただきます。恐縮です。座って説明させていただきます。

お配りさせていただいております参考資料の1というものを説明させていただきます。

関係法令等の抜粋でございます。

まず1ページ目でございます。すみません。ページ番号、私フリーハンドで書きまして、汚くて申し訳ございません。ばたばたと作りました。

まず、本日御検討いただいている内容のそもそもの部分でございます。自治法の第96条議決事件ということで、漢数字で15番まで記載ありますが、要は、この15番までの内容につきましては議会の議決案件というものでございます。1番から15番まで結構数あるんですが、この中で黄色で着色した部分が今回当局から検討をとということでお話があった部分でございます。

1番として、条例を設けまたは改廃すること。

2番として、予算を定めること。

そして、5番目として、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約、いわゆる5,000万以上の契約の根拠です。

8番目といたしまして、その種類及び金額について云々とあって、財産の取得または処分をすること、これが700万以上5,000平米以上の部分の根拠でございます。

9番については、負担付きの寄附。

10番については、権利の放棄。

11番については、重要な公の施設の独占利用等々でございます。

12番、黄色で着色いたしましたが、町が当事者である場合の訴えの提起、そして左側の部分、和解に関すること。

そして、13番として、損害賠償の額を定めること等々につきましては、議決案件ですよというのが96条でございます。

1 ページめくっていただきまして、2 ページの上段でございます。

これは自治法をコピーしたもので、ちょっと小さくて申し訳ございませんが、黄色の部分読みます。議会の議決を経た事項の変更については全て議会の議決を要しますよというものでございます。次です。ただし、軽易な事項については本法第180条により措置しておくことが適当であろうというのが、これは判例ではなくて実例・通知ということで記載がされております。本日御検討いただいているのはこの180条の部分でございます。

3 ページ目でございます。

一部事務組合の部分の規定でございます。

第286条でございますが、要は、一部事務組合は、その数を増減し、共同処理する事務を変更し、または規約を変更しようとするときは関係する自治体が協議して定めなさいよというのが条文でございます。下の部分、その規約というのはという部分が法律できっちりと明記されておるということでございます。

4 ページの部分でございます。

これも一部事務組合の続きの部分の条文でございます。解散、288条、一組が解散するときは届出なさいよというのが条文。そして、ここです。289条、財産処分です。要は、ここちょっと読みづらいんですけども、286条、要は、数を増減したり、規約を変えたりすることに伴って財産処分が必要な場合は、これも協議なさいよというのが条文にあります。その次です。290条、一番下の部分、議会の議決を要する協議。これは、要は、一組の数を増減したり、規約を変えたり、あるいは財産処分をしたりする場合は協議が必要です。その協議については議会の議決案件ですよというのが290条の定めでございます。

4 ページの下の最後の部分です。A市と書いてある部分です。

A市の加入する市町村職員退職手当組合に当該A市以外の市町村が新たに加入し、または脱退する場合のA市と関係市町村との協議について、A市議会においてこれを180条第1項の規定に基づき軽易な事項として専決処分の対象として指定することは差し支えないというふうにも書いてあるというものでございます。

5 ページでございます。

5 ページは、これは広域連合の規定でございます。291条の3、基本的には一組と同じ考え方です。5 ページの下の部分、規約等、これは広域連合の規約にはこんなことを盛り込んでくださいよというのが書いてあります。

6 飛ばして、7 ページ、これも一部事務組合と同じような規定です。広域連合の規約を変え

たり、数を増減したり、あとは財産処分した場合は、議会の協議書をまとめて、議会の議決に付さなきゃいけないですよという規定でございます。

8ページでございます。

8ページ、ちょっと変わりました、これは自治法の施行令でございます。一番上の部分、121条の2の第1号でございますが、これは何の条文かといいますと、5,000万以上の工事関係について、法令で定める基準に云々というのが96条、法律に書いてあります。その法令がこれでございます。読みますと、契約の種類については別表第3上欄に書いてあるとおり、そして金額についてはその欄の下に定める金額を下回らないようにしなさいよという基準でございます。

1枚めくっていただきまして、9ページの下部分、別表第3というのがこれでございます。別表第3上欄、工事または製造の請負について、町村5,000万。要は、5,000万円を下回らないようにすることということ。そして、8ページ、9ページ合わせて御説明しますが、財産の取得または処分については、この9ページの表の700万、要は、700万円を下回らないような額を条例で規定しなさいよというふうに読むものでございます。

10ページ。10ページが町の条例でございます。

法令に基づいて議会の議決に付すべき契約については、南三陸町は予定価格5,000万以上の工事または製造の請負とするというふうに規定しているというもの。そして、財産の取得または処分につきましては、予定価格700万以上ということで規定をしているというものでございます。

11ページから14ページまでは、参考までに気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の規約をコピーしておつけさせていただいております。

第3条の部分、ちょっとマーキングしましたが、共同処理する事務という形で、このような形で規定がされていると。第2条には気仙沼市と南三陸町をもって組織しているんだよというようなことがつらつらと、基本的なことが規約にうたわれているということです。

参考までに、この気仙沼・本吉地域の広域組合の部分で13ページでございますが、表がございます、真ん中に。出資金は次の表のとおりとするということで、気仙沼市、南三陸町とそれぞれ出資金の額が規約に規定がされております。昨年9月の定例議会において、この出資金を減額という議案が出てまいりました。この議案につきましては、最後になりますけれども、戻っていただきまして、議決案件の一番最初の1ページ目の漢数字の10ということで記載してございますが、法律もしくはこれに基づく政令または条例に特別の定めがある場合を

除くほか、権利を放棄すること。この権利を放棄することという部分に該当するというところで、議決案件ということで出資金の減額、町が出している出資金の権利の一部を放棄するというので、この間議案になったというものでございます。あわせて、この規約も改正したいということで、議会の議決が求められたというのがございました。

以上、参考資料1の説明とさせていただきます。

続きまして、参考資料2でございます。

総務課から説明がございました1番目です。

法令の改廃に伴い改正する条例における引用条項等に関し、整理するための当該条例の改正または廃止に関する具体例ということでおつけをさせていただきました。これは、昨年の2月4日に町長が提出されました、議会に提出されて議決された監査委員条例等の一部を改正する条例制定についてという議案でございます。これの中身が下の部分でございますが、議案の上段の提案理由の部分です。地方自治法等の一部を改正する法律が成立したことに伴ってというものでございます。下が南三陸町監査委員条例の一部を改正する条例、第1条の部分をご覧いただければと思うんですけれども、南三陸町監査委員条例の一部に、一部、監査委員条例の第3条の部分で、これまで243条の2第3項というふうな規定がございましたが、それを法律の改正に伴って243条の2の2第3項に改めるというだけの改正でございます。

3ページ目御覧いただきたいんですけれども、3ページ目の上の部分です。

南三陸町監査委員条例（抄）ということでつけさせていただきました。この網かけの部分なんでございます。これが改正前は243の2第3項と規定されていたものを、243の2の2第3項と変えた、言葉適当でないんですけれども、だけということなんです、これも結局条例改正ということで、議案ということでこれまで議決賜っておったというものでございます。

1つの例として、引用条項の整理に関しという部分の例としてこういうのがあるということを一ポイント。

あと、2ページ目でございます。

これは元年の9月に提出されて議決されたものでございます。不正競争防止法等の一部を改正する法律が成立したことに伴って、南三陸町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正したというものでございます。中身といたしましては、日本工業規格という文言を日本産業規格に改めたというような例でございます。

3ページ目の下の部分でございます。

これも手数料条例の関係する部分を抜粋いたしました。別表の中に、それまでは日本工業規

格A列3番以内とするというふうに記載されておったんですが、これを法律改正に伴って日本産業規格、日本工業規格を日本産業規格に改めたと。中身については変わっていないという部分が例であるのかなど。これを例としてちょっとつけさせていただきました。

4ページ目御覧いただきたいと思います。

日切れ扱いという言葉が出てまいりました。4ページの下の部分に記載いたしました日切れ扱いという解釈でございますが、これは期限があらかじめ定められている法律等。等というのは法律、そしてあとは政令とか、省令を含むというふうに解釈しております。この期限までに当該法律等が成立しない場合、その効力が失われ国民生活に大きな影響を及ぼす可能性があるおそれがあるものとして、一般的に日切れ扱いというふうに言われております。表なんですけれども、この専決処分、去年の3月31日付の専決処分がされたものでございます。内容といたしましては、国民健康保険法が改正されて、これでいえば、国保の限度額が61万から63万円に等々改められたものでございます。こういったものが日切れ法案というものだろうというふうに解釈しております。

最後、御説明させていただきます。

A4の横でございます。宮城県内の町村議会における専決処分事項の指定状況ということで、事務局をして整理をいたしました。各自治体によって様々でございますが、ちょっとつまんで説明をさせていただきます。

色麻町さんでございますが、5項目について180条の指定がなされております。(1)と(2)につきましては会計年度末の予算整理の部分、(3)につきましては突発的な災害の予算の関係、そして(4)については日切れ扱いの地方税法の条例改正、5番については解散等の選挙の関係でございます。

川崎町でございます。ポイントつまんで申していきますが、川崎町においては、(5)番で工事については10%以内500万円、10%というのが目につきます。(6)番、損害賠償については100万というのが目につきます。

村田町、1番、損害賠償については200万で、2番については町営住宅限定の訴え、3番につきましてはこれも訴えの提起でございますが、町営住宅等なんですかね、支払督促まで含まれているというところでございます。

蔵王町につきましては、金額を定めた専決の指定というのはないのかなということです。

山元町につきましては、工事については5%の500万、損害賠償は1件120万。

松島町につきましては、5%の100万で、損害賠償と和解については交通事故限定で50万。

丸森町につきましては、工事については3億未満は800万までの変更、3億以上については1,000万までの変更で、損害賠償、交通事故限定で100万。

涌谷町につきましては、損害賠償については100万、工事については10%500万。

七ヶ浜につきましては、工事については1割だから10%500万、訴えの提起、和解等に関しては1件350万までということです。

次のページ、加美町でございますが、変更契約につきましては10%1,000万、交通事故限定で30万。

大河原につきましては、損害賠償が100万、工事については10%500万で、大河原さんにつきましては一部事務組合、そしてあと機関の共同設置に関して地方公共団体の数を増減したり、もしくは財産の処分、規約を変更することについて指定しているというものです。

大和町さんにつきましては、工事については10%500万、損害賠償については50万というような定めです。

美里町につきましては、大量でございますが、3番目に工事について契約金額の10分の1を超えない範囲で、ここは1回に限り500万以下の増減という規定の仕方ですので、いろいろ書いてあるんですけれども、美里町の7番目です。損害賠償については1件50万です。

亘理さんにつきましては、工事について5%で500万、損害賠償については120万です。

最後、利府町さんにつきましては、損害賠償のみということで1件50万。

柴田につきましては、大河原さんにちょっと、大分似ているんですけれども、工事につきましては10%500万、損害賠償は100万までというような規定等々でございます。

資料おつけしていないんですけれども、ちょっと気仙沼市さんもちょっと聞いてみた、調べてみたんですけれども、気仙沼市につきましては、損害賠償について100万までで、工事については現在復興期間中でございますので2割というような規定でございました。

あと、宮城県につきましてもちょっと調べてみたんですけれども、工事については10%以内で、かつ、現在復興期間中ということで……すみません、従前10%以内としていたんですけれども、20%以内の変更まで許容するというような規定を見つけました。

駆け足での説明でございました。よろしく御検討をお願いいたします。

以上です。

○議長（三浦清人君） 当局と局長のほうからの説明が終わりましたので、これより皆さんお聞きしたいことがあれば伺っていただきたいと思います。

県内の町村の状況、ここに提示させていただきました。県内21町村あるわけですが、ここで

定めを指定しているというところが16の町で、5つの町村は定めがないと、専決のようなのをやっていないということでもあります。この中で通年会期をされている町が10町です。大衡か、大郷か、が含まれておりませんということを申し添えておきたいと思います。

どうぞ、挙手をして質問してください。及川議員。

○7番（及川幸子君） 確認なんですけれども、ただいま最後に……

○議長（三浦清人君） 座っていいですよ。

○7番（及川幸子君） すみません。聞き漏れたので確認いたします。県内21市町村のうち……

○議長（三浦清人君） 町村ね、町村。

○7番（及川幸子君） 町村。市が入らない。21町のうち16町が専決を、このような専決処分をやっていると。その21町のうち10町が通年議会なし。

○議長（三浦清人君） やっているの。

○7番（及川幸子君） やっている。通年議会をやっていると。そして、21だから半分が通年議会をやっていないということですね、11町が、半分がやっていない。さらには、そのうちの16町は専決、これは通年議会、16町が専決やって5町は専決なしということでしたけれども、その中で通年議会やっていると、やっていないところっていうのはデータの的にあるんでしょうか。この中で。

○議長（三浦清人君） どの中で。

○7番（及川幸子君） この16町専決やっている、5町は専決やっていないということを今確認しました。この中の、できれば通年議会をやっている、専決処分をやっているところ16町のうち通年議会を何町がやっているか。

○議長（三浦清人君） あの、何ですか、要は……はい、局長。

○事務局長（男澤知樹君） ちょっと混同しちゃいますけれども、県内には21の町村がございます。そのうち、これ数数えていただければ分かるんですけれども、今説明しましたとおり、180条の指定をしているところは16でございます。21分の16でございます。女川とか、これ書いていないんですけれども、女川とかについてちょっと例規とか調べたんですけれども、ちょっと見当たらないということは、結局指定されていないということです。それが5つあるということです。現在、本日までに法律に基づく、あとは運用による通年会期制を導入している自治体は県内で9町ございます。南三陸町を入れれば10だということで議長が10と申しました。この9、うちも含めれば10でもいいんですけれども、については、ここの16に全部入っております。

○議長（三浦清人君） ただ、加美は入っていないから、加美を入れると11になる。

○事務局長（男澤知樹君） そうです。現在加美町において、本町と同じように通年会期制を導入することを含めた検討に入っているというのを県の議長会の局長からお話は聞いております。この間説明会行ってきたというような話も聞いておりました。

参考までに、ちょっと議長、私ちょっと通年っていうとここだよという話させていただきます。

○議長（三浦清人君） はい。

○事務局長（男澤知樹君） 通年会期制を導入しているのは、ゆっくり言います。色麻町さん、そして川崎、1つ置いて蔵王です。この1枚目は3つです。2枚目、涌谷町、七ヶ浜の2つ。その次、大河原さん、大和さん、通年です。加美は現在検討中だということです。次のページは美里町さんです。最終ページは柴田町。以上が通年を既に導入されている議会でございます。

以上です。

○7番（及川幸子君） はい、ありがとうございました。

○議長（三浦清人君） ほかに。町村のこの内容、今日渡されて、全て今皆さん見るわけにもいれないと思うんですけども。はい。

○5番（後藤伸太郎君） 前回、1週間前にお話しさせていただいて、今、特に議長がおっしゃったことだと思うんですけども、そこについて変更と、それから除外といいますか、削除といいますか、というものがなされているんだなと思いました。県内のほかの町村と比較してみると、ほかの町村でやっていることを、何でしょう、あらかた詰め込んだといったらあれですが、やっているところをほぼ集めて、やれるところを全部盛り込んだという内容になっているのかなというふうには思っています。

一つ心配というか、前回もお伺いしたんですけども、日切れ扱いの話はまあそうなのかなと思うんですが、文言の整理あるじゃないですか。議員というか、議会に身を置く者として、全ての庁内の関係法令、条例、丸暗記しているわけでは当然ないので、その文言の改廃に、文言の整理に合わせて、ああ、こういう法律があったんだなと、こういう法律大事だなということに気づいたり、そこについて議案として上がってきた場合に自分なりに調べてみて、文言の整理の条文ではあるけれども、それに関連してこういったことを検討してはどうかということを提案する場になっていたりするのが、それがいいのか悪いのかっていうのはあると思うんですけども、実情だったりするのかなと思っていまして、文言の改廃、文言の整

理についても専決処分に指定しましょうっていう町村は、参考資料を見るとほぼないんですよ。柴田ぐらいですか、だと思っので、そこまで盛り込んできたことが議会としてどうなのかなというふうにはちょっと思っていますので、そこを除くと、文言の改廃、文言の整理については専決処分の指定にしないという考え方も一つあるのかなと思うんですけども、当局としてはどうでしょう。そこはぜひやったほうがいいのかどうかだけお伺いしておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） よろしいですか。

○議長（三浦清人君） はい。

○総務課長（高橋一清君） 基本的に、専決処分という手続については、その効力の発生を速やかにさせるということはありませんけれども、議会に対しまして、執行部のほうで、見えないところで事が全部進むということではなくて、次の議会では必ず、このような内容について、事務的な内容ではありましたが専決処分させていただいて、町の条例整備を進めさせていただいておりますということで、その段階でもしっかり内容説明をさせていただこうという考えでおりますので、願わくば、そういう詳細なといいますか、手続を進めていただくことによって、町民に対しては速やかに反映できるメリットがあるのかなというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、本件につきましては後日、日を改めて議会側だけで検討する場を設けまして、項目ごとに決定してまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。

それでは、これで議会の委任による専決処分事項についてを終わります。

皆さんから何か、その他でありましたら。

どうも御苦労さまでした。（「どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました」の声あり）

その後日なんですが、開催日は議長のほうに任せてもらってよろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）では、そのようにさせていただきます。

その他で皆さんから。

なければ、まず局長のほうからお話してください。

○事務局長（男澤知樹君） 御苦労さまでございます。

2点ほど。

来週です。2月5日本会議が予定されております。2月5日でございます。案件といたしましては、当局から依頼による再開でございますが、工事関係が請負契約、そしてあと変更含めて、今聞いておる範囲では7件ほど、変更含めて7件ほどの工事。そして、一般会計の補正予算ということで8件を現在予定しているというものでございます。

この5日の日、本会議終了後、当局のほうから全員協議会の開催の依頼が参っております。内容といたしましては、国保税の税率、額の改正に伴う説明をさせていただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

もう一点、2月6日、名誉町民のお別れ会の件でございます。議長と相談をいたしまして、議会として弔意を表すという観点から、議長交際費から香典を拠出をしようということで、議長と話をしておりますということをまず1点目お伝えをさせていただきます。

2点目でございます。先日議長から若干発言がございましたが、お別れ会に際して、議員個々が、頂いていたからとか、あとはいろんな絡みで香典を持参する関係についてでございます。若干私からお話をさせていただきます。

このお別れ会でございますが、これは葬式、いわゆる葬式の範疇に入るのかどうかという部分でございますが、県の選挙関連の実例集というのがございまして、その限りにおいて、これは含まれるという解釈、町と高橋家の共催によるお別れ会でございますが、宗教色の有無を問わず、こういったお別れ会のような無宗教のものも、いわゆる葬式に含まれるものと解釈されますということが1点目でございます。

もう一点、いわゆる候補者が直接持っていくことが、いわゆる寄附行為に該当するのかという部分でございますが……

○議長（三浦清人君） 個人的にね、個人的に。

○事務局長（男澤知樹君） 個人的に6日の日に持って行って、高橋家で受付も設けるそうでございますので、そこにお出しをすることが寄附行為に該当するのかどうかということでございますが、処罰の対象にはならないと。あくまでも御本人がいく場合でございます、持っていく場合。

老婆心ながらもう一点。例えば、6日の日にちょっと行きかねたということで、7日以降直接自宅にお持ちをするということはどうなのやという部分については、これは触れる可能性があるということでございますので、6日の日に直接議員さんがお持ちをするというのが妥

当なのかなど。そういった場合ですね、というふうに思われるというような解釈でございますので、ひとつよろしく願いをいたします。

私からは以上でございます。

○11番（星 喜美男君） 今の6日の日都合悪くて後で行ったとか、（聴取不能）、例えば、以前から親交があって、自分のうちで親族で亡くなったとか何かの香典を頂いている、そういう人が後でやって、そうしたら何も問題ないような。そういうのはどうなの。

○事務局長（男澤知樹君） ちょっと選挙管理委員会でないので、ちょっと明確にもなかなか、竹を割ったようにお答えできないんですけれども、例えば、こう書いているということをちょっと読ませていただきます。葬儀の後の香典という項目がございました。密葬の後、葬儀の後です。候補者等、候補者等というのは現に政治家、公職にある人、あとは公職になろうとする人を含めてというふうに解釈しますが、候補者等が弔問して遺族に対して香典を供与することはどうなのやというふうな問いがございます。これについては、罰則をもって禁止されるというふうに記載がされておりますということなので、今、星議員のお話しされているのは篤と私も感情としてあつたげ分かるんです。分かるんですけれども、なかなかそうまでいいだろうと、私はその判断をする立場にございませんので、なかなかさっきの岩淵と同じような回答になってしまいますけれども、そこは御理解いただきたいということでございます。

○議長（三浦清人君） ちなみに、先般議員会でという話もさせてもらいました。議員会で出した場合、この16人が全員参加しないと違反になるということになるそうなので、それでは議長の交際費ということに決定をさせていただきました。都合悪くて1人でも参加しないとまずいもんですから。そういうことで、あと個々に遣う方々につきましては当日、当日です。受付がありますから、そちらのほうに出して、本人がですよ。家族とか何かじゃなくて、本人が持っていく分については問題ないということでありますので、よろしく願いいたします。

その件について何か。金額は明示してありませんから、どうぞ。聞こうと思ったんだね、はい。（「少ないって言われんでないか」の声あり）受付しないって。

ほかにないようでありますので、これでその他を終わります。

本日予定した事件は全て終了いたしました。

以上をもちまして、南三陸町議会全員協議会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時38分 閉会